

## 報告事項(5)

### 千葉県若年がん患者在宅療養支援事業（がん患者QOL向上事業）について

#### 1 概要

##### (1) 事業の目的

介護保険や小児慢性特定疾病医療費助成制度等の「公費助成制度のはざま」となっている18歳以上40歳未満の若年がん患者を対象に、在宅療養に係るサービス費用について、患者の一部自己負担分を除き、県と市で協調補助を行い、患者およびその家族の負担の軽減を図る。（補助要綱を令和5年8月31日に施行）

##### (2) 補助金の形式（間接補助）

若年がん患者の在宅療養支援の補助制度を設ける市町村に対し、補助額の一部を負担する。

##### (3) 補助金の上限（補助金の回数（月数）に制限なし）

1月あたり54,000円を上限とし、県と市町村で1/2ずつ負担  
（県補助上限 27,000円/月）

##### (4) 補助の開始時期

令和5年4月1日以降に市町村が補助したものについては、県の補助対象とする。

##### (5) 補助対象となるサービス

在宅で生活するために必要な以下のサービス（保険適用のものを除く）。

|   |                |                                            |                      |
|---|----------------|--------------------------------------------|----------------------|
| ① | 訪問介護           | 身体介護                                       | 食事、清拭、入浴、排泄などの介助     |
|   |                | 生活援助                                       | 調理、洗濯、掃除、買い物などの介助    |
|   |                | 通院等乗降介助                                    | 通院等のための車両への乗車又は降車の介助 |
| ② | 訪問入浴介護         | 自宅の浴槽では入浴困難な在宅要介護者に対して、浴槽を持込み入浴の介護を行うサービス  |                      |
| ③ | 福祉用具貸与         | 車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、移動リフト、自動排泄処理装置など    |                      |
| ④ | 福祉用具購入         | 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、移動用リフトのつり具部分など |                      |
| ⑤ | その他市町村が認めるサービス | 通院タクシー代（浦安市）、医師の意見書作成費用（柏市）                |                      |

#### 2 実施状況（令和7年1月時点）

| 年 度     | 実施市町村数 | 実施開始市町村                   | 補助状況           |
|---------|--------|---------------------------|----------------|
| 令和4年度以前 | 4      | 浦安市、千葉市、柏市、南房総市           |                |
| 令和5年度   | 10     | 松戸市、佐倉市、流山市、我孫子市、船橋市、野田市  | 8市<br>822,000円 |
| 令和6年度   | 16     | 鎌ヶ谷市、市川市、成田市、市原市、東庄町、大多喜町 | —              |

## 千葉県若年がん患者在宅療養支援事業実施要領

### (事業の目的)

第1条 若年末期がん患者が住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービスの費用に対し、市町村が実施する助成事業に県が補助することにより、がん患者及びその家族の身体的・経済的負担を軽減し、若年がん患者の在宅療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は市町村とする。

2 県は、市町村が若年末期がん患者の在宅療養に必要なサービスの費用に対し、費用の一部を助成する事業を行った場合に、当該市町村に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

### (補助対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 千葉県内に居住（住民登録）していること。
- (2) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した18歳以上39歳以下のがん患者で、市町村長が実施する助成事業の対象となる者であること。
- (3) 他の法令等に基づく同種の助成等を受けていないこと。

### (補助対象となるサービス)

第4条 次に定めるサービスの利用に係る経費を補助対象とする。ただし、(4)については、補助対象者が小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の給付を受けた場合は、補助対象としないものとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 福祉用具貸与
- (4) 福祉用具購入
- (5) その他市町村長が定めるもの

### (補助金の額)

第5条 第3条に定める補助対象者1人あたりの補助金の額は、前条に定めるサービス等の経費として、1人につき補助対象経費の上限を1か月当たり54,000円（補助対象者が生活保護受給者の場合は60,000円）とし、市町村助成額の2分の1を乗じた額を県補助額とする。

### (助成金の申請)

第6条 第3条に定める補助対象者は、住所地の市町村長に対し、市町村長が定める手続きに則り申請するものとする。

(助成金の支給)

第7条 市町村長は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、当該助成金を交付すべきものと認めたとき、又は助成金を交付しない決定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

2 市町村長は、前項に定める決定を通知した場合、速やかに助成金を申請者に支払うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市町村長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。